

川口市告示第 1046 号

市道路線の認定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき次のとおり市道路線を認定する。その関係図面は、建設部道路維持課において告示の日より1ヶ月間一般の縦覧に供する。

記

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
神 根 第213-2号線	大字木曾呂字土手下 1002番2地先	大字木曾呂字土手下 1100番5地先		2.7~3.8	519.8

令和 5 年 12 月 26 日

川口市長 奥ノ木信夫

川口市告示第 1046 号

市道路線の区域決定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき次のとおり市道路線の区域を決定する。その関係図面は、建設部道路維持課において告示の日より1ヶ月間一般の縦覧に供する。

記

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
神 根 第 213-2 号 線	大字木曾呂字土手下 1002番2地先	大字木曾呂字土手下 1100番5地先		2.7~3.8	519.8

令和 5 年 12 月 26 日

川口市長 奥ノ木信夫

川口市告示第 1046 号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき次のとおり市道路線の供用を開始する。その関係図面は、建設部道路維持課において告示の日より1ヶ月間一般の縦覧に供する。

記

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
神 根 第213-2号線	大字木曾呂字土手下 1002番2地先	大字木曾呂字土手下 1100番5地先		2.7~3.8	519.8

令和 5 年 12 月 26 日

川口市長 奥ノ木信夫

認定路線位置概図



川口市告示第 1046 号

市道路線の認定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき次のとおり市道路線を認定する。その関係図面は、建設部道路維持課において告示の日より1ヶ月間一般の縦覧に供する。

記

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
神 根 第 784 号 線	大字木曾呂字表 312番15地先	大字木曾呂字表 315番7地先		5.0	80.6

令和 5 年 12 月 26 日

川口市長 奥ノ木信夫

川口市告示第 1046 号

市道路線の区域決定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき次のとおり市道路線の区域を決定する。その関係図面は、建設部道路維持課において告示の日より1ヶ月間一般の縦覧に供する。

記

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
神 根 第 784 号 線	大字木曾呂字表 312番15地先	大字木曾呂字表 315番7地先		5.0	80.6

令和 5 年 12 月 26 日

川口市長 奥ノ木信夫

川口市告示第 1046 号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき次のとおり市道路線の供用を開始する。その関係図面は、建設部道路維持課において告示の日より1ヶ月間一般の縦覧に供する。

記

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
神 根 第 784 号 線	大字木曾呂字表 312番15地先	大字木曾呂字表 315番7地先		5.0	80.6

令和 5 年 12 月 26 日

川口市長 奥ノ木信夫

認定路線位置概図



川口市告示第 1046 号

市道路線の認定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき次のとおり市道路線を認定する。その関係図面は、建設部道路維持課において告示の日より1ヶ月間一般の縦覧に供する。

記

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
安 行 第175-3号線	大字安行吉岡字天沼 1266番8地先	大字安行領家字前 18番7地先		4.5	92.7
安 行 第175-4号線	大字安行領家字前 15番6地先	大字安行領家字前 22番4地先		4.5	61.5

令和 5 年 12 月 26 日

川口市長 奥ノ木信夫

川口市告示第 1046 号

市道路線の区域決定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき次のとおり市道路線の区域を決定する。その関係図面は、建設部道路維持課において告示の日より1ヶ月間一般の縦覧に供する。

記

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
安 行 第 175-3 号 線	大字安行吉岡字天沼 1266番8地先	大字安行領家字前 18番7地先		4.5	92.7
安 行 第 175-4 号 線	大字安行領家字前 15番6地先	大字安行領家字前 22番4地先		4.5	61.5

令和 5 年 12 月 26 日

川口市長 奥ノ木信夫

川口市告示第 1046 号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき次のとおり市道路線の供用を開始する。その関係図面は、建設部道路維持課において告示の日より1ヶ月間一般の縦覧に供する。

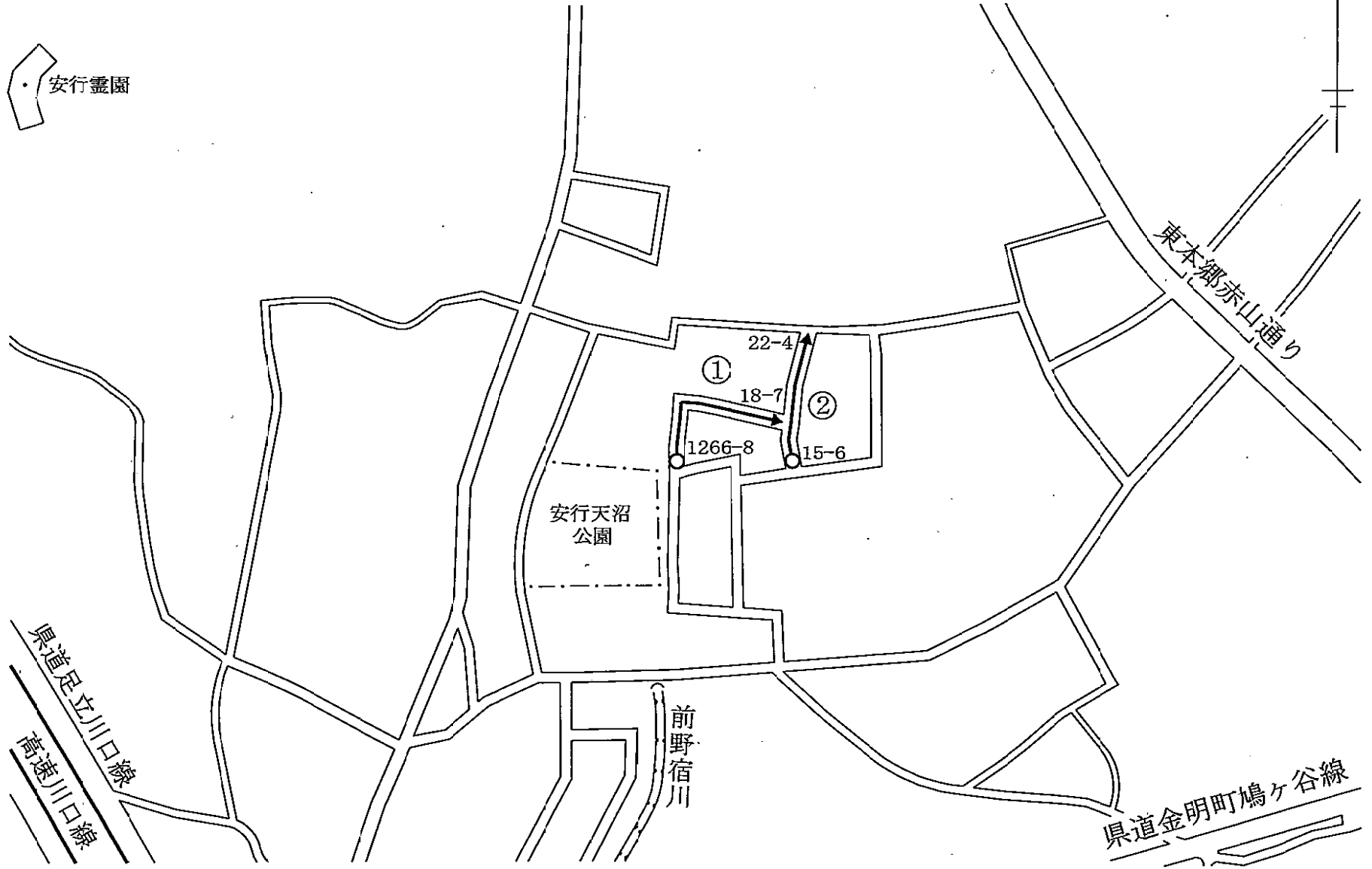
記

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
安 行 第175-3号線	大字安行吉岡字天沼 1266番8地先	大字安行領家字前 18番7地先		4.5	92.7
安 行 第175-4号線	大字安行領家字前 15番6地先	大字安行領家字前 22番4地先		4.5	61.5

令和 5 年 12 月 26 日

川口市長 奥ノ木信夫

認定路線位置概図



川口市告示第 1046 号

市道路線の認定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき次のとおり市道路線を認定する。その関係図面は、建設部道路維持課において告示の日より1ヶ月間一般の縦覧に供する。

記

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
安 行 第189-1号線	大字安行吉岡字大原 1352番3地先	大字安行吉岡字大原 1352番32地先		6.0	162.9

令和 5 年 12 月 26 日

川口市長 奥ノ木 信夫

川口市告示第 1046 号

市道路線の区域決定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき次のとおり市道路線の区域を決定する。その関係図面は、建設部道路維持課において告示の日より1ヶ月間一般の縦覧に供する。

記

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
安 行 第 189-1 号 線	大字安行吉岡字大原 1352番3地先	大字安行吉岡字大原 1352番32地先		6.0	162.9

令和 5 年 12 月 26 日

川口市長 奥ノ木信夫

川口市告示第 1046 号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき次のとおり市道路線の供用を開始する。その関係図面は、建設部道路維持課において告示の日より1ヶ月間一般の縦覧に供する。

記

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
安 行 第189-1号線	大字安行吉岡字大原 1352番3地先	大字安行吉岡字大原 1352番32地先		6.0	162.9

令和 5 年 12 月 26 日

川口市長 奥ノ木信夫

認定路線位置概図



川口市告示第 1046 号

市道路線の廃止に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき次のとおり市道路線を廃止する。その関係図面は、建設部道路維持課において告示の日より1ヶ月間一般の縦覧に供する。

記

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
神 根 第 209 号 線	大字木曾呂字弥右エ門堤下 1428番1地先	大字木曾呂字土手下 1140番地先		3.0	314.5
神 根 第 210 号 線	大字道合字木曾呂下 363番1地先	大字木曾呂字土手下 1170番地先		4.9~5.0	312.2
神 根 第 211 号 線	大字神戸字西谷 727番地先	大字神戸字西谷 711番地先		3.0	184.1
神 根 第 212 号 線	大字神戸字西谷 757番地先	大字神戸字西谷 739番1地先		3.0	150.8
神 根 第 213 号 線	大字神戸字西谷 775番6地先	大字木曾呂字土手下 1002番2地先		2.7~3.8	1088.7

令和 5 年 12 月 26 日

川口市長 奥ノ木信夫

廃止路線位置概図

